

令和6年 第1回湯沢町教育委員会定例会会議録

- 1 日時場所 令和6年1月26日(金) 午前9時30分より
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員

説明員：古川子育て教育部長、田村子育て支援課長、南雲認定こども園長、角谷教育係長、
岡村管理指導主事

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和6年第1回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、南雲敬一委員とする。

議案2件、協議事項1件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 湯沢町立学校備品取扱規程の一部を改正する規程の制定について

(教育長) 議案第1号湯沢町立学校備品取扱規程の一部を改正する規程の制定について事務局、提案をお願いします。

(子育て教育部長) 子育て教育部長の古川です。それでは、お手元の議案第1号をご覧ください。湯沢町立学校備品取扱規程の一部を改正する規程の制定について、2枚目をご覧ください。湯沢町立学校備品取扱規程の一部を次のように改正する。第2条第1号に次のただし書を加える。「ただし、一般備品とは、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐える公印類以外の物品で、おおむねその取得単価が3万円未満のものを除く」。もう一枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。右側の旧のほう、空白になっておりますが、そこに左側の新のほうのただし書を加えるものです。これは、役場の財務規程には既にこの一文があるのですが、町立学校の備品の取扱規程にこれがなかったのと同じ扱いとするため、この一文ただし書を加えるものです。説明は以上になります。

(教育長) ありがとうございました。備品の取扱いということなのですが、金額の基準がないと少額の消耗品に類するものまで備品のような取扱いになってしまっていて、処分する際に

一つ一つ手続が必要になるという非常に煩瑣な業務が出てまいります。業務の効率化の面からも、この規程の改定を行っていただいていると受け止めておりますが、この件につきまして、ご質問のある方がおられましたらお願いをいたします。

(委員) 3万円以下は、基本的には全部消耗品扱いなのか。

(子育て教育部長) そうです。備品としての扱いです。

(委員) 備品として扱わなくて備品台帳にも載らないということだね。

(子育て教育部長) 載らないということになります。

(委員) 分かりました。

(教育長) よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、ご意見がある方、よろしいでしょうか。

(な し)

(教育長) それでは、第1号議案、備品の取扱規程の一部改正、これは金額の基準規定を追加するものでありますが、この規程の改定につきましてご承認いただける方の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。全員承認ということで、第1号議案は承認されました。

議案第2号 湯沢町スクールガード・リーダー設置要綱の制定について

(教育長) 続きまして、第2号議案湯沢町スクールガード・リーダー設置要綱の制定について事務局、提案をお願いします。

(子育て教育部長) 子育て教育部長、古川です。議案第2号をご覧ください。1枚めくっていただいて、制定の要旨です。湯沢町スクールガード・リーダー設置要綱の制定について。湯沢町では、子供たちが安心して教育が受けられるよう、地域と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備する取組として、学校の安全体制を確立するためのスクールガード・リーダーを小学校統合前から配置してきましたが、現在まで根拠となる要綱等がない状況です。よって、今後も安全体制維持、継続を図るため、湯沢町スクールガード・リーダー要綱を制定するものです。その下、参考ですが令和5年度につきましては、4年度まで勤めていただいた前任者が退任したこと、あと後任が決まらなかったことと根拠となる要綱がなかったことにより、今年度については配置しておりませんでしたが、この要綱を制定することによりまして、6年度より後任を配置し、事業を復活させたいというふうに考えております。また1枚

めくっていただいて、これが新しい要綱になります。第1条、この要綱は、湯沢町スクールガード・リーダー（以下「スクールガード・リーダー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。2条、設置です。子供たちが安心して教育が受けられるよう地域と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、学校の安全体制を確立するため、湯沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）にスクールガード・リーダーを置くものです。3条、職務。スクールガード・リーダーは、次に掲げる職務を行う。通学路や学区内の定期的な巡回指導。学校内の防犯対策に関する指導、助言。その他学校安全対策全般に関する指導、助言。2項、前項に掲げる職務、期間は次のとおりとする。職務期間は、湯沢町立小・中学校管理運営に関する規則第6条に規定する学年の期間とし、同規則第7に定める休業日を除くものとする。ただし、学校の休業日に指導を必要とするときはこの限りではない。第2号、職務日数は週2日、3号、職務時間は午前1時間、午後1時間、1日2時間とする。第4条、職務。スクールガード・リーダーは、次に掲げる要件を備える者から教育委員会が委嘱する。1号、学校教育及び学校安全、学校と地域の関係、その他学校を取り巻く環境について理解があること。2号、防犯に関する専門的な知識及び経験を有していること。3号、人格が適切で、人材を指導する能力を有すること。4号、健康状態、勤務の形態その他の事情により、委嘱期間を通して職務を遂行することが妨げられないこと。5号、前4号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める要件を備えていること。第5条、定数。スクールガード・リーダーの定数は、1人とする。第6条、任期です。スクールガード・リーダーの任期は、委嘱の日から当該翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。第7条、服務。スクールガード・リーダーは、その職務の遂行に当たり、教育委員会の指揮監督を受けるものとする。2項、スクールガード・リーダーは、その職及び学校の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。3項、スクールガード・リーダーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。第8条、報償費。スクールガード・リーダーに支給する報償費の額は、第3条第2項に定める条件について、1時間当たり1,300円とする。第9条、委任。この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。附則、施行期日。この要綱は、令和6年4月1日から施行する。以上です。

（教育長）　ありがとうございました。スクールガード・リーダー、湯沢学園開校当初からずっと勤めていただいた方がお辞めになられたということなのですが、次がなかなか見つからないと。ただ、学園としての安全確保、安全意識の高揚等のために今後も継続してスクールガード・リーダーを設置していくということですが、その根拠となる設置要

綱が今までなかったということで、今回改めてその制定をしたということでもあります。
内容につきまして、ご質問のある方おられましたらお願いいたします。

(委員) この第4条のスクールガード・リーダーの条件で、(2)のところで「防犯に関する専門的な知識及び経験を有していること」とあるのですけれども、そうなりとある程度絞られるというか、誰でもいいというわけではないし、私がやりたいと思っても、この条件に合っていないと駄目だという意味か。

(子育て教育部長) 資格がどうこうというわけではなくて、あくまでも知識、経験があればということで、例えば全く素人の方でも、ある程度勉強された中で知識を得ていればなれるということですし、例えば元警察官とか、そういう方は経験を有しているということをお願いができるというものになっております。以上です。

(教育長) いかがでしょうか。

(難しいなの声あり)

(教育長) ただ、この一言があると応募しようと思う方がちょっとためらう人が出てくる。そんな印象も受けますけれども。

(専門的など言われてもなの声あり)

(委員) この時点でやりたいと思っても、何となくおっくうになるのかなと思うし。

(子育て教育部長) ある程度やっていただくからには、ちょっと勉強していただかないということ。

(教育長) なってから勉強してもらってもいいのではないかなという気はしますよね。ただこれを既に有しているとなると、ちょっとハードルが上がってしまうのかなと、そういうご心配かと思います。

(委員) 前任の方って何かされていた方、そういった経験された方がやられていたのでしょうか。

(子育て教育部長) 中村さんがやっていたのですけれども。

(委員) そうですね。中村さんはずっとやられていた。

(子育て教育部長) 長いことやっていただきました。

(委員) 来年度の後任の方は決まっていらっしゃるのですか。

(子育て教育部長) 一応内諾は得ております。元役場職員の方。

(教育長) 専門的知識を有しているといっていると思います。では、この文言は取りあえず残すということで大丈夫でしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 後づけでもいいので、やはり専門性は必要だろうという認識を共有したいと思

います。あとご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(委員) これ任期というのは基本的に委嘱の日から翌年ということというふうに第6条で書いてあるのですけれども、ベースは1年交代で。

(子育て教育部長) 1年ごとに、4月1日から3月の31日までということ、再任は妨げないということ。

(教育長) 途中任用の場合は、取りあえず年度末までということになるわけですね。翌年度は4月1日からということで、また再任用されるということもできます。よろしいでしょうか。それでは、改めてスクールガード・リーダーの設置要綱を制定するということにつきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。

6 協議事項

協議事項第1号 湯沢町学齢児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議第1号湯沢町学齢児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例の制定について事務局、提案をお願いします。

(教育係長) 教育課の角谷です。よろしくお願いいたします。協議第1号湯沢町学齢児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例の制定についてということで、私のほうから説明をさせていただきます。資料を3枚めくっていただきまして、4枚目の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、条例第4条の被援助者の認定の条文、それから別表の3、医療費の支給基準の改正となります。まず、第4条の改正ですが、現在の規定では、就学援助の是非の認定に対して、教育委員会が学校長、それから民生委員に意見を聞くことを必須条件としております。しかし、民生委員が必ずしも各家庭の事情を完全に把握しているものではなく、またこれを求めることは困難であり、負担も大きいことから、現状の課題として挙げられております。認定におきましては、湯沢町の就学援助実施要綱の第3条の規定により、世帯員の市町村民税における課税の有無の確認と、前年の所得額の把握により可能であることから、学校長の意見は必ずしも聞く必要なく、この条文について「学校長または民生委員から意見を求めることができる」といったできる規定に改正し、実際の運用に沿った内容とするものです。また、別表の3、医療費の支給基準の改正ですが、こちらは平成20年に行われた法改正に伴い、その当時行うべきだった別表中の引用法令名と条番号の改正が漏れていたため、今回改正に併せてこちらも改正するものです。なお、施行期日は令和6年4月1日となります。今回の改正は、条例ですので、本日皆様から協議い

ただきまして、3月の定例議会に上程するといった流れになりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(教育長) ありがとうございます。就学援助を受けるに当たっては、調査並びに資料を基に協議していく必要があるのですが、その根拠となる資料収集の段階で学校長または民生委員の意見を聞くということが必ず行わなければいけないという今状態になっておりますが、実際にはなかなか家庭の事情を把握することは難しいというのが実態であるということで、することができる規定に変更していきたいということと、法令の修正がなされていなかった部分の法令名の修正ということになろうかと思います。それでは、ただいまの条例の一部改正をする条例についてのご質問がありましたら、まず先にお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、ご意見がありましたらお願いいたします。

(な し)

(教育長) よろしいでしょうか。実態に即した条例の改正ということになろうかと思しますので、このように今後できればということでもあります。それでは、本条例の改正についてご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。全員賛成ということで、教育委員会としては承認されました。

(委員) 実際今までも民生委員にお願いして出てこなかった事例というのは大分あるのですか。お願いしたけれども具体的に私できませんと言って断った人が。

(子育て教育部長) 聞いても、そのご家庭とは全然関わりを持ったことがないという方が実際にはいました。

(委員) 民生委員の担当している人ではないことも当然あるわけだし、そういった意味で全く顔のつながりもないし、そういう意見を聞かれてもということで、できる規定になったのですね。

(子育て教育部長) はい。

(教育長) 湯沢町は転出入も多くて、来たばかりの人の状況なんて本当に外からは全く分からないということも多いかなと思いますし、結構そういう来られた方の中にも援助を申し込む方もいらっしゃるの、現実的にはかなりハードルの高い状態かなということであります。それでは、報告連絡事項に移らせていただきます。

7 報告連絡事項

① 区域外就学について【非公開】

② 各課係より報告

特になし

8 その他

① R 6 . 3 月委員会会議開催予定日について

第3回湯沢町教育委員会会議は3月27日(水)とする。

② その他

9 閉 会

午前10時08分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和6年2月27日

署 名 委 員 種村 公夫

署 名 委 員 南雲 敬一